

## 2010年 人権レポート：コートジボワール

民主主義、人権及び労働局

2010年人権施策に関する国別レポート

2011年 4月8日

コートジボワールは推定人口2,100万人の民主共和国である。10月31日に10年に渡る最初の大統領選挙が行われた。イボワール人民戦線の候補者である現職の大統領ローラン・バボと共和連合の候補である野党指導者アラサン・ワタラは11月28日の大統領決選投票に進んだ。

12月2日、独立選挙管理委員会は投票獲得数45.9パーセントのバボに比較して54.1パーセント獲得のワタラを決選投票の勝者と発表した。国連及び国際選挙監視使節団は選挙により公正かつ民主的でありワタラを国家の正當に選ばれた大統領と認めた。バボはいくつかの地域における投票者の不正と脅迫行為を揚げてこの結果を拒否した。12月3日、全てバボの任命したメンバーで構成された憲法審議会は、投票者の不法行為を引き合いに挙げて、独立選挙管理委員会の決定を覆した。500,000以上のワタラ票は無効とされ、バボが勝者として公表された。

ワタラとバボは12月3日、別々に宣誓を行い別々の内閣を公表した。その年末にはワタラ大統領と前バボ大統領の間で大統領職は膠着状態となった。ワタラ大統領はバボ派軍の封鎖の下、アビジャンのゴルフホテルから彼の政権を運営した。ワタラ大統領の政権へのアクセスは食糧や医薬品の補給を含めて極端に制限され主として国連のヘリコプター経由で行われた。この年末は、前大統領バボが国家テレビ局、保安隊、国庫を含めて国家資源の支配を保持した。

北部の反乱軍コートジボワール新勢力(FN)と南部の政府の間で国の支配が分裂した2002年の内乱に引き続いだ国家を再統一に導く努力は、そしてその当時の大統領のバボとコートジボワール新勢力の反乱指導者ギヨーム・ソロによって調印された2007年のワガドゥーグー政治協定に規定されているが、その年末には不完全なままであった。約7,750人の国連コートジボワール活動(UNOCI)と900人のフランス一角獣活動武装平和維持軍が引き続き平和への過程へ向けてサポートして行くため国内に留まった。大統領職の膠着状態と、バボの国家資源の支配によって、市民勢力はバボが支配する地域の保安部隊の実際の支配を維持していくことに失敗していた。そして、新勢力(FN)の支援部隊の当局、新勢力軍(FAFN)は全般的に新勢力の支配する地域の保安勢力の実際の支配を維持することに失敗していた。

次に述べる人権侵害は 11 月 28 日の大統領決選投票以前のその当時の大統領バボの政権支配下における地域で報告されたものである： 政権を替える為の市民の権利の制限。 即決処刑を含む、専断的、非合法な殺人。 拷問とその他の残酷な、非人間的な、あるいは下劣な扱いと処罰。 一般市民の強姦、性的暴行。 生命の危険ある投獄、収容所状態。 公的刑罰免除。 専断的逮捕と留置収容。 公正な公開裁判。 専断的なプライバシー、家族、家庭、文書・通信の侵害。 警察による非市民アフリカ人への嫌がらせと不当な扱い。 内部的な揉め事への過剰な力の行使と濫用。 言論、報道、平和的集会、組合・団体、社会的活動の自由の制限。 公的な腐敗、女性性器の切除(FGM)を含む女性に対する差別と暴行。 強制的かつ危険な労働を含む子供の虐待と搾取。 人身売買。

バボが大統領決選投票に敗北した後、彼にそのまま忠実な勢力及び当局が次のような人権侵害を罰せられることがなく行ったという信用に足るレポートが存在した： 即決処刑を含む専断的かつ非合法的な殺人。 強要された失踪、拷問とその他の残酷で非人間的で或いは下劣な扱いと処罰。 一般市民の強姦、専断的な逮捕と収容。 公正な公開裁判の拒否、プライバシー、家族、家庭、文書・通信の専断的な侵害。 言論、報道、平和的集会、組合・団体、社会的活動の自由の制限。

ワラ大統領の支持者達が罰を受けることなく次のような人権虐待を行ったという信用に足るレポートがあった： 拷問とその他の残酷で非人間的で或いは下劣な扱いと処罰、一般市民の強姦と性的暴行。 専断的な逮捕と収容。 公正な公開裁判の拒否、プライバシー、家族、家庭、文書・通信の専断的な侵害、そして言論、報道、平和的集会、組合・団体、社会的活動の自由の制限。

新勢力の実際の支配の下にある地域で、以下のような報告があった： 司法手続きを経ていない殺人。 拷問及びその他の残酷な、非人間的な、あるいは下劣な扱いと処罰。 一般市民の強姦と性的暴行。 生命を脅かす投獄と収容所条件。 刑罰の免除。 専断的逮捕と収容。 公正な公開裁判。 プライバシー、家族、家庭、の専断的侵害。 過度の力の行使と強要。 女性性器切除(FGM)を含む女性に対する差別と暴行。 そして、子供の虐待と搾取。

## 人権の尊重

### 第 1 節： .a. 専断的あるいは非合法的な生命の剥奪からの自由を含む

#### 人間の高潔さの尊重

保安部隊は罰を受けることなく、司法手続きを経ていない殺人を犯し続けた。 そして政府側の非正規軍のグループは殺人と嫌がらせに対し責任を有していた。 犯罪は報復を恐れて、たいていは報告されないか、きわめて僅か

しか報告なされなかつた。

保安部隊はデモの参加者を殺害した。 デモは当時の大統領であったバボが 2 月 12 日に政府を解散させた後国中に勃発した。 国家保安部隊(FDS-CI)は首都アビジャン、ダロア、ディヴォ、ガノアの 4 都市で 3 人の子供を含む 13 人の民間人を殺害した。 11 人が銃撃による傷で、2 人が拘留の間の虐待で死亡した。 3 人の女性と 14 人の未成年者を含む 76 人の民間人が負傷した。 18 人の国家保安部隊が負傷した。 当局はこうした出来事の間に 95 人を逮捕し、秩序騒乱罪を 20 人に科した。 彼らは年末には刑務所に拘置されていた。 国連はこうした幾つかの殺人がデモの地域から逃げる人々に対して、又、個々の私的住居内で行われたと結論づけた。

2 月 22 日、国家保安部隊のメンバーはデモ中にダロアのオルリー II とシソッコ近辺でクーヤト・ラシーヌ、コーン・ラシーヌ、サノゴ・ザカリアを殺害した。 24 人が負傷し 20 人が逮捕された。

2 月 23 日、ダロアで 75 歳のモーリタニア人男性が内出血で死亡した。 原因は、彼の家の中庭に隠れたデモの参加者を追いかけ、家に入った国家保安部隊の職員によって加えられた傷によるものであった。

7 月 6 日、憲兵中隊で、ヤムスクロ 1/3 中隊所属の 2 人の憲兵及び軍曹であるコフィ・ビィとエクラは、コクロヌー II 地区でマリ人の運転手を警棒とベルトで殴り殺した。 この事件の後、憲兵のコフィ・ビィ軍曹は、その男の家の近くで男が煙草を買うのを見たがその男は麻薬中毒であると訴えた。 ビィとエクラは逮捕されず、年末まで罰を受けることなく職務を行使し続けた。 犠牲者の家族は憲兵隊にアイボリ一人権運動の法的な援助を受けて告訴をした。

保安部隊は広く行き渡った犯罪と闘うため頻繁に致死的な力に訴えており、罰を受けることなくしばしば犯罪を犯した。 そうしたケースは保安隊が容疑者を逮捕した時や、チェックポイントや路上バリケードでタクシーの運転手や商人達から金を巻き上げるときに頻繁に発生した。

保安活動命令センター(CECOS)、職員が人権の違反行為や、ゆすりや、強要強奪や嫌がらせで非難される政府の反犯罪組織に帰する殺人のレポートが継続して存在した。 CECOS のメンバーたちの報告によればアビジャンで泥棒の容疑者を処刑した。 内務省は、すべての犠牲者は警察の反犯罪活動の過程で殺害された犯罪者だと主張した。 他のCECOに関連する殺害においては以前の年から進展がなかった。

9 月 18 日、人物監視班の警察官ユースーフ・シディブはアビジャンの近辺のアボボ・アナドールで交通上の口論から 22 歳の男を撃ち殺した。 保安 2 部の共和党中央隊の兵士たちはその警察官を怒った群衆から救い、危篤状態で病院へ運んだ。 犠牲者の家族は当局に告訴したが年末までに憲兵隊或いは警察によって正式な事件の調査は行われなかつた。

11月28日の大統領決選投票に続いて、前大統領バボに忠実な保安勢力は司法手続きを経ていない殺人を犯した。バボ側の市民兵グループも殺人を犯した。

12月1日の夜、保安活動命令センター(CECOS)はアビジャンのユープーゴン地域の共和連合(RDR)党キャンペーン事務所を攻撃したと伝えられる。6人死亡、14人負傷、他に7人逮捕。留置された人々はアビジャンのMACA刑務所に投獄された。年末にはいかなる調査もレポートされなかった。

12月16日、バボに忠実な保安部隊はデモ行進中のワタラ大統領の支持者に発砲した。信頼できる報告によると、少なくとも20人が殺され、多数が負傷し、数百人が逮捕されたと指摘している。

12月15日から22日の週の間、UNOCI人権部門は173人が殺され、90人が拷問を受け虐待され、471人が専断的に逮捕され拘置され、そして24人が行方不明である。司法手続きを経ていない殺人、拷問、拘留、そして失踪といったこれらのケースの圧倒的な大部分はバボに忠実な保安部隊によってなされた。

大統領決選投票に続く期間に起った司法手続きを経ない殺人や拷問、専断的な抑留などに保安活動命令センター(CECOS)が関わっていたという多くの信頼できるレポートが存在した。CECOS部隊は、保安共和党部隊、共和党警備隊、反暴動分隊、憲兵隊そしてアイボリー海軍の要素に加えて、ワタラ派の支持者を攻撃目標として虐待濫用に結果的に影響を与えた。こうした事件の大多数はアボボ、アンヤマそしてヨプーゴン近隣のアビジャンで起こった。

その年、コートジボワール新勢力(FN)に帰する幾つかの司法手続きを経ない殺人がFN支配下の地域と以前の信任地域にて報告された。

3月4日、2人のFAFNの兵士、バカヨコ・ティークマとコーン・ムーサ・ジュニアはバズラ・ナティスのグーロ民族系の35歳の男を叩き殺した。この兵士達は犠牲者を4時間に渡りライフルと警棒で激しく殴りつけ、ブルキナの農夫から85,000FCFA(170米ドル)の金額を盗んで起訴され、その農夫はFN(新勢力)に訴えた。FN当局は2人の兵士を逮捕し、彼らをサグエダに移動させた。

3月4日から5日、コーン・アブドゥーラエ、アリアス・マッサに率いられたFAFNの兵士達はオーディヌにあるFAFN本部で激しく一人の男を殴った。犠牲者は腫れた目となって、首、腹部と胃の両側の痛みも訴えた。彼はその傷のため3月6日に死亡した。年末までにFN当局は何のアクションも取らなかった。

10月2日、UNOCI人権部門はトゥーバのFAFNの兵士達が、高速道路での強盗で訴えられた11人を即座に処刑したという報告を行った。

一般に“若き愛国者達”(バボと FPI 党を支持する青年の運動)として知られる、若き愛国者たちの汎アフリカ会議(COJEP)メンバー達が司法手続きを経ていない殺人を犯したとの信頼に値する報告があった。若き愛国者達は以前の即決の処刑に責任があり、アビジャンと国の西部地方で罰を受けずに活動を継続した。政府側の市民軍グループ並びに FN のメンバー達と考えられる武装した無法者による殺人を含めて、その残虐さを示す幾つものレポートが存在した。

b. 失踪

11月28日の大統領決選投票に続いて、保安部隊及び前大統領バボに忠実な市民軍グループによってなされた政治的要因による失踪について多数の報告があった。

国際的な非政府組織(NGO)人権監視(HRW)はコートジボワール(アイヴォリーコースト)という報告を発行した。: バボ側の軍隊は反対者を誘拐している。そしてそれは12月16日に始まるワタラ側への近隣の夜ごとの襲撃パターンを記録した。バボに忠実な保安部隊と市民軍グループによって行われたと報告されている襲撃は多くの人の失踪という結果となった。

12月23日、国連の人権副高等弁務官のキュンファ・カンは国連人権モニターは24件の強要された失踪を記録したと報告した。

当時の大統領バボの政府が関与していたとされるマネーロンダリング及び非合法の通貨送金に関しての本を書いていた、フランス・カナダ系のジャーナリスト、ガイ・ アンドレ・キーファーの2004年の失踪について、政府は、継続されているフランスの調査を助ける努力をほとんどしなかった。

c. 捷問とその他の残酷で、非人間的で、或いは下劣な取扱い又は処罰

憲法と法律はそうした行為を禁じている。しかしながら保安隊、警察、そして FN の兵士達は抑留された人達と囚われている人達を処罰するために殴り、虐待し、自白を引き出し、或いは罰を受けることなく金をゆすり取った。警察官は拘留者達に肉体的な危害で脅迫し、下劣な仕事を強要し、嫌がらせを続け、北部出身或いは北部の名前を持つ人達から賄賂をゆすり取った。

1月6日、当局は教師で共和連合 RDR の活動家であるセイドウー・コーンをアビジャンの更生のための施設で刑務所であるMACAに3か月の抑留の後、告訴なしに解放した。2009年10月にコーンを訪ねたRDRの人権セクレタリーであるソウンガロ・クーリバリーによればコーンの体は抑留の間での殴打されたことから傷跡が残っていたということであった。

大抵は近隣の諸国から来た非市民であるアフリカ人は保安隊と“自衛”グループによって嫌がらせと虐待に、そして繰り返しの書類チェックと、保安隊の強奪とゆすりを含めて、服従させられたと報告されている。

ワタラは正当に選出された大統領であるという、西アフリカ国家経済共同体(ECOWAS)による宣言と、ワタラを支持するナイジェリア大統領グッドラック・ジョナサンによる声明に続いて、この国に住むナイジェリア人による嫌がらせについての多数の報告が存在した。保安隊とバボ側の支持者と民間軍によるナイジェリア人の店や企業への攻撃と破壊についての報告があった。

1月15日、5人の武装したFAFNの兵士たちがブーアクに住む33歳の前FAFNの兵士の家を急襲した。そして伝えられるところでは別の前FAFNの兵士から盗品を受け取ったということで彼を逮捕した。彼らはその男を市の南の入り口の所在する不法なFAFNの拘置センター“南廊下”に連れて行き、そこでライフルの端の角で殴った。FAFNの兵士たちは解けたゴムを彼の体に流し1週間食事なしで、7フィートの深さの穴に留置した。彼は1月22日解放された。年末までに当局がこの事件を調査したという報告はなかった。

2月2日、FAFNのグループの兵士達がオディースの29歳の男を逮捕し、コーン・マッサという兵士達の一人の家に彼を連れて行った。そこでラジオを盗んだということで彼を拷問に掛けた。虐待の跡は彼の体に目に見える形で残っていた。彼らは犠牲者をオディースの警察署に3月11日迄拘留し、UNOCIの人権係官、国連警察そして国家検察官の介入の後で解放した。

3月16日から17日にかけて、コルホゴで、憲兵隊は、強制結婚から逃れさせるために18歳のガールフレンドを助けたとのことで、一人の男を呼び出した。少女の両親が彼を警察に告訴したことであった。FAFNの一人の兵士は彼を半裸にし、棒で彼を打った。

3月30日、12人の武装したFDS-CIのメンバーが、サンペドロの青年愛国者会の地域リーダーを、ひどく殴った。

それは兵士たちが、彼が別の異なったFDS-CIのメンバーを攻撃したとクレームしたことであった。青年愛国者会のリーダーはいくつかの負傷を耐え、プライベートなクリニックで医療処置を受けた。サンペドロのUNOCI人権係官によれば、年末までにいかなる調査も行われなかつた。

11月28日の決選投票に続いて、ワタラの支持者たちはオディース“地方大学”的学長、助産婦、そして2人の教師達を実際に襲撃しようとした。セグエダの北のカニにおいて、地方CEIの長官はワタラの支持者達により、死の脅迫を受けた。

保安隊、CECOSのメンバー、FAFNの兵士達は国中の、特に中央、北部、西部地域の女性や少女達を強姦し続けたという信頼できる報告が存在する。しかしながら、引用するに足る特別なケースはわずかであった。

UNOCI人権部門は選挙の暴動に関わる23の強姦のケースを記録した。たとえば12月の24日、国家の高官と

結婚した 44 歳の女性がアビジャンにおける空港の近くのベノンゴッパーにて強姦された。その女性は 2 つの構成員からなるグループ、即ち民間人の衣服を身にまといナイフで武装したグループ、そして軍服にライフルで武装したグループに、彼女の家の外で誘拐された。彼女は近くの茂みに連れて行かれそこで性的に暴行された。この襲撃の前に、ワタラを公然と非難することを拒否する彼女に対して、彼女は数多くの死の脅迫を受けていた。犠牲者は心理的な又医学的な援助のための専門化された組織に委ねられ、その先の行動は年末には報告がない。

10 月 22 日 HRW は “恐れと忘れ去られて：西部コートジボワールにおける無法状態、強姦、免罪” を出版した。それは暴行、拷問、モエンキヤヴァリとデイクス ヒュー モンターニュの西部行政地域にて行われた強姦の多数のケースを記録したものであった。その報告は市民軍グループによって行われた脅しと、解体されて普通の住民（とりわけ女性と子供たちであるが）となった以前の兵士達を強調したものであった。このレポートは 2009 年 1 月から 2010 年 8 月の間に西部地域において 109 件（犠牲者より 23 件、目撃者より 86 件）の特定のケースを記録したものであった。

家族、女性、社会問題を司る省は 国連人口活動基金（UNFPA）、国連女性開発基金、国連開発プログラム、そして国連子供基金と提携して 2008 年に性をベースとする暴力についてのレポートを発行した。そのレポートは性的暴力の犠牲者であると報告されている女性たちは西部と北部地域において、即ちマンにおいては（41%）、デュコー（35%）、コルホゴ（26%）と最も高い数値を裏付けた。

UNOCI は国の国連平和維持者たちを巻き込んで性的虐待の供述を調べるために 2009 年 12 月に調査委員会を設立した。2007 年に性的搾取と未成年者の虐待のケースに巻き込まれた UNOCI 職員は、母国に呼び戻された。そこで彼らは、裁判に立った。その年、平和維持者を巻き込んだ重要なケースはなかった。

#### 刑務所と留置所の状態：

国の 33 か所の刑務所の状態は劣悪であり、いくつかの場合には生命を脅かされる状態にあった。又、南部の政府管理の下にある地域に所在する、留置センターとしても使われている 22 の刑務所においては過剰混雑の状態は深刻な問題であった。例えばアビジャンにある国的主要な刑務所 MACA は 1,500 人のために建てられたが年末には約 5,400 人が収容されていた。MACA の状態は悪評高く、特に貧しい人にはそうであった。しかしながら、より裕福な服役者は、伝えられるところでは余分の独房スペースや、食物や彼らの衣服を洗いアイロンをかけるスタッフを”貰う”ことが出来た。政府は適切でない日々の食糧の割当を供給するが、もし囚人の家族が追加の食料を持ち込まなければひどい栄養失調を引き起こした。11 月 12 日 180 人の囚人が、この年の間に政府が管理している刑務所で死亡した。大抵は過剰の混雑から来る栄養失調と病気のせいであった。眠る場所と食糧の割当ての為、囚人たちが他の囚人たちにしばしば残酷な扱いをすることの信頼に足る報告があった。

男性の未成年者達は成人とは別のところに収容されたが、MACA における物理的な障害のため、完全な分離には適さなかった。幾人かの未成年者達は成人の共犯者達と共に拘留された。裁判前の拘留者達は有罪囚人と共に収容された。

女性の為の刑務所の状態は特に難しかった。そして健康管理の施設は不適切であった。食料と特典と引き換えに女性の囚人が監視人と性的行為を行うというレポートが継続してあった。妊娠した囚人たちは子供を産むために病院へ行き、そしてその子供達はしばしば彼女たちと共に刑務所に住んだ。収容者の母親たちは地域のNGOから助力を得られるにも拘わらず、刑務所は幼児を世話或いは育てることに一切の責任を取らなかった。

政府は一般的に国際赤十字委員会(ICRC)とその他の地方と国際NGOによる刑務所へのアクセスを許可した。そのNGOにはワールドドクター、国際刑務所フレンドシップ、ラヴ・アモール、国境なき囚人、アイボリーのイスラム医療救済連合が含まれる。しかしながら政府がアクセスを認めない隔離した事例があった。例えば1月11日、サンペドロのUNOCI人権係官達はサンドラ中央刑務所へのアクセスをその所長によって拒否された。それによれば、拘留者達を訪れる者は誰でも地方の検察官によって事前に許可を得なければならないということであった。係官たちは地方の検察官と共にこの事柄を取り上げた。

FN地域にある拘置所と刑務所の状態はMACAにあるものより劣悪であり、拘置者たちは時々改造された学校や映画館や、空気循環と衛生施設が劣悪な他の建物に収容された。少なくとも2008年以来、FNは鉄の棒で覆われた7フィートの深さの穴を非合法な拘置領域として使用した。栄養や医療のケアは不適切であった。多くの拘置者が病気になり、ある者達は呼吸器の病や、結核、或いは医療ケアの欠如と非衛生的な状態のためにマラリアで死亡した。

FNは時々ICRCやUNOCI人権部の地方チームに対して刑務所へのアクセスを拒否した。FNはまた時々国内の人権グループに対し刑務所の観察権を拒否した。

海外の政府からの財政的援助でNGOの“国境なき囚人達”は2008年にFNが管理している地域にあるすべての11の刑務所の改裝を完了した。FNは公式に刑務所の支配を1月に政府に移した。しかしながら北部にある刑務所の運営管理は、実際のところ、まだFNが確保していた。

#### d. 専断的な逮捕或いは留置

憲法と法律は専断的な逮捕と留置を禁じている。しかしながら、両方共、頻繁に起こった。

#### 警察と警備機構の役割

警備は国防省、内部的には陸軍、海軍、空軍、共和国護衛兵、大統領保安隊、憲兵隊、一般法律行使の責任を持つ軍隊の部門で行使する。警察は内務省の管轄下にあり、反暴動隊のような補助的な迅速な介入部隊、共和国警備会社、地域監視局(DST)、私服調査隊を含んで行使する。2005年、内務省はアビジャンにて増加する犯罪と闘うためCECOSを作った。中央の警備スタッフは犯罪に関する情報を収集し、分配し、保安勢力の活動を調整した。

保安隊(勢力)の拙劣な訓練と統率、腐敗、刑事免責、濫用者である保安隊によって行われた取調べは一般に無法状態と、罪を強制的に被せられる公共の恐怖を産んだ。道路封鎖での不正なゆすりは深刻な問題を残した。保安隊は嫌がらせを行い、脅迫し、虐待し、賄賂の支払いを断る人たちの公式文書を没収した。警備隊はまた警備の活動やデモの追い散らしの間、過剰な、また時には死をもたらすような力に訴えることが頻繁にあった。警察は売春婦を逮捕しない代わりに性的な恩恵を得られるよう懇願したと伝えられた。アビジャンの保安隊は彼らの制服と武器を、犯罪行為に使いたい者に貸した。保安隊は又、ときおり暴行を妨げることをしなかった。

政府は時々虐待を行った警察官に対しアクションを取ったが、一般的に、犯罪者を実際に取調べたり、或いは実際に罰したりはしなかったし、以前からの、不法な殺人や失踪に責任ある者たちを一貫して、処罰したわけでもなかった。

#### 逮捕の手続きと留置時の取扱い

拘留者は特に国家の警備に関する件については、必ずしもすぐにその罪が伝えられるわけではなかった。被告は彼らの留置の合法性についての法的な決定に対する権限を持っているわけではない。保釈システムは案件を裁く判事の裁量で単独に存在した。抑留された人達は一般弁護士にアクセスすることが許された。しかしながら、暴動やその他の国家の安全にかかる事柄に共謀の可能性あることを巻き込む案件において、拘留者は弁護士や家族のメンバーにアクセスすることをしばしば拒否された。更にもっと深刻な犯罪については、弁護士に金を払うことが出来ない者は、国家によって弁護士を提供されるが、より深刻でない攻撃で課されたいわゆる申し立てられた違反者はしばしば抗議ができないこととなった。外部との接触を断たれた留置は問題であり、こうしたやり方で囚われた幾人かの人達は年間を通じて拷問を受けた。(1 節.c. 参照)。

公共の検察官は告発することなく 48 時間の間、容疑者の拘留を指示でき、国家警備に対する疑わしき行動のような特別の案件については、法律は追加の 48 時間の期間を許可している。地方人権グループによれば、警察は、告発することなく、48 時間の法的制限以上しばしば拘留した。治安判事は告発されなかつた拘留者が解放されたということをしばしば証明できなかつた。治安判事は毎月法務省に正当化の文書を提出することによって 4 か月まで裁判前の拘留を指示することが出来る。

DST は国家の安全に関する情報の収集と分析を課された。それは告発することなく 4 日間、拘留する権限があつた。しかしながら、人権グループは法定の制限を超える拘留の案件が多数あつたと述べた。

7 月 12 日、当局は、2007 年にブーアック、コルホゴ、ファセドゥゴでギヨーム・ソロ首相暗殺の試みに関わったかどで逮捕され拘留された 5 人の前 FAFN の兵士達を、2 年以上の拘留の後、解放した。5 人はブーアックにて FAFN の軍事委員会の前に姿を現した。彼らは暗殺の試みに関わったと告白する書類にサインをする条件で解放された。

7 月 20 日、ブーアックの国連人権地域事務所はブーンディアリの FN9 地域に勤務の 6 人の伍長達が逮捕され、拷問を受け、ボウアックの市民刑務所に 7 月 7 日拘留された旨報告をした。彼らは 5 月 19 日、FN9 地域の警

備隊長のクーリヴァリ・タバカリーの殺害と、ブーンディアリ・コルホゴ副地域の長であるコナ・ステファンの殺害に拘わったとして告発された。年末には6人の伍長は刑務所にて、地方の係官は法定のシステムの機能が不在なので裁判は行われないと報告した。UNOCI人権係官は年末にこの裁判案件の取り調べを継続した。

保安隊がたびたび嫌がらせと賄賂の要求に関連して、専断的に商人や運送業者を逮捕したとの多くの報告があった。警察と憲兵隊はアビジャンの様々な軍隊のキャンプにいる人たちを拘留した。しかしながら、前年におけるよりも11月28日以前のそうしたレポートは少なかった。大統領決選投票に続いてバボに忠実な保安隊はアビジャンの憲兵隊の学校と警察基地の学校にいるワタラの支持者を拘留したという多くの信頼できる報告があった。

12月18日、ボウアックにおいてFAFNの兵士たちが2人のアイヴォリア人を金銭問題の件で専断的に逮捕し、拘留した。12月21日、ブーナにおいてFNは金銭問題の事件のかどで3人のカメルーン人、4人のガーナ人、1人のナイジェリア人と1人のトーゴー人を含む9人の外国人を逮捕した。

長引く裁判前の拘留は問題であった。民間案件での裁判前の拘留期間10か月、犯罪案件の22か月の法的制限にも拘らず幾人かの拘留者は数年間も拘留された。11月12日、国家刑務所管理局は、22の政府管理の刑務所に収容された12,256人の内24%は、裁判前の抑留者であったと報告した。

#### c. 公正な公開裁判の拒絶

憲法と法律は独立した司法権を与えるものである。しかしながら、実際、司法制度は幹部部局、軍隊そしてその他の外部の力からの影響に従うものであった。司法制度は通常の犯罪事件においては独立したものであるにもかかわらずそれは國家の安全或いは政治的に微妙な案件において幹部の指導に追随するものであった。

判事たちが腐敗していたという信頼に足る報告があった。判事が賄賂を受け取って案件の実態をねじ曲げることは普通のことであった。判事は又、金の形で、そして性的な恩恵で(第4節参照)賄賂を受け入れたと報告された。司法はゆっくりとして、そして非効率的だった。

#### 裁判の手続き

政府は無罪の推論をいつも尊重するとは限らない。鍵となる証拠は時々秘密裏に与えられるにも拘らず、法律は公開の裁判への権利を供与する。陪審員達は陪審員団による裁判法廷での公判にのみ用いられる。そしてそれは犯罪案件を裁判するために要請されて集まるときに用いられる。

被告は彼らの裁判の時に出席する権利を有したが、彼らは彼らの味方になる証人や証拠を提示しないか、或いは彼らに反対して証言を持ち込むようなどんな証人にも質問をしないかも知れない。重罪や或いは主要な犯罪で告発された被告達は法的弁護団への権利を有する。他の被告達もまた法的な弁護団を探すかもしれないが、それ

は強制的なものではない。司法システムは法廷が任命した弁護士を供与するが、裁判所のメンバーが被告に限定された期間内で、自由なアドバイスを供与する稀なる例は別として、自由な法的な援助は手にはいらなかつた。被告達は彼らの弁護士がそうする法的な権利を持っているにも拘らず、政府の持っている証拠にアクセスできないかもしれない。法廷は彼らが不在の時に被告を裁くかもしれない。有罪判決を受けた人々は上級の法廷ではめつたに評決は覆らないにもかかわらず、上告の権利を有した。

農村の伝統的な制度においては、国内の紛争と、慣習法に沿った些細な農地の問題を扱って、しばしば村のレベルで正義が管理された。物理的な処罰例を知らずに、紛争の解決は集中した討論でなされた。正式な法廷のシステムは徐々にこうした伝統的なメカニズムに取って替わつた。法律は紛争解決の伝統的な方法と近代的なそれを仲立ちするため、大統領によって任命された大調停者を特に供与する。大調停者制度は年間を通じて機能しなかつた。

軍事法廷は民間人を裁かず、市民の犯罪法廷として同じ権利を供与した。軍隊の法廷システム内の上訴の法廷は存在しないにも拘らず、軍事法廷によって有罪となつた人達は最高裁に裁判の評決を無効にし、再審指示を嘆願できる。

北部並びに西部地域におけるFNによって使われた裁判制度についての情報は殆ど入手できなかつた。

#### 政治的な囚人と拘留者

政治的な囚人と拘留者のレポートは存在しなかつた。

#### 民間の裁判手続きと法的救済

憲法と法律は民間の事件において独立した司法制度を用意する。しかしながら、司法制度は腐敗、外部の影響、家族や民族的なつながりに基づく情実(第4節参照)に左右された。市民は人権の侵害の損害、或いは停止を求めて訴訟に持ち込むことが出来る。しかしながら、それはめつたに行われなかつた。司法制度はゆっくりとして非効率的であった。そして国内の法廷秩序を強要する諸問題があつた。

#### f.プライバシー、家族、家庭、或いは文書・通信への専断的介入

憲法と法律はこうした権利のために規定している。しかしながら、政府はこうした権利を実際には尊重しなかつた。役人は捜査を行うために礼状を持っていなければならず、取調べで入手した証拠を維持するため検察官の同意書を手に入れなければならず、また捜査にむけての証人を要求される。それはどんな時でも起こるのである。しかしながら、実際には、警察は時々名前や住所なしに一般的な捜査礼状を用いた。

11月28日の大統領決選投票に続いて、保安隊と前バボ大統領に忠実な民兵はワタラ側の近隣地区のある家々に夜襲をかけた。信頼できる報告によれば、CECOS、共和国警備軍と、金を支払われるリベリア人傭兵達がこれ

らの夜襲に責任があった。そしてそれは民家への侵入、司法手続きを経ない殺人そして強制失踪を巻き起こした。

保安隊は私的な電話の会話を盗聴したが、その実施の範囲は不明であった。政府は固定線と携帯電話コールを聞いていたと認めた。当局は手紙類や小包を郵便局において、潜在的な犯罪活動調査の為モニターした。そしてこの活動の証拠がないにも拘わらず、私的な通信をモニターしたとみなされた。政府のメンバーは学生を情報提供者として継続して利用したと伝えられた。

FNは没収した財産及び公務員とその当時のバボ大統領に忠実信じている人達の乗り物を継続して使っていったが、FNは以前の何年かの押収された財産のいくつかは空にしていた。

11月28日決選投票に続く期間に、疑わしいバボの支持者に対して FAFN のメンバーによる家庭とプライバシーへの侵害と専断的な介入について信頼できる報告があった。例えば、12月3日、ベン・クーサイクロに於いてガボの支持者の両親の家庭に5人のFAFNの兵士が突入し、13,000FCFA(26ドル)を盗んだ。7人の他のFAFNは2時間後に同じ家庭に侵入し、約1,000枚のTシャツの入った4つの袋を没収し、そしてもし犠牲者がバボへのキャンペーンを終わらせないならば、持ち帰ると脅した。

ワタラの忠臣達も又バボの支持者達に対して少ない回数であるが攻撃に参加した。例えば、ブーアックのFPIの本部は11月28日の大統領決選投票の直後の時期に攻撃され、破壊された。代議員評議会の会長のシキ ブロン・ブレーズ、コルホゴの前市長のラシーヌ・ゴン・クーリバリと イッサ・マリック・クーリバリ、バボの国家キャンペーン・ディレクターの邸宅は、おそらくワタラの支持者によって、マン及びコルホゴ各々で、強奪され、焼き払われた。

FPI職員の所有物に対する、同じような攻撃がボカンダ、ムバヒアクロ、トゥーモディにおいて起こった。オディースでは、民家に対する攻撃や、CEIによる暫定宣言の後、所有物の破壊を含む小さな事件が報告された。オディースのFPI本部とミニナンにあるFPIキャンペーンの管理者の邸宅は武装したFAFNの分隊によって略奪された。

## 第2節 下記を含む市民の自由

### a. 言論と報道の自由

憲法と法律は、言論と報道の自由について規定しているが、政府は、実際問題として、これらの権利を制限した。ジャーナリストは報復を恐れて自己検閲を実施し続けた。政府の職員は批判者を処罰する為、裁判制度を攻撃的に用いた。11月28日の大統領選決選投票に続いて、メディアの自由は激烈に縮小されジャーナリストは特にバボの体制による政治的な膠着状態についてレポートすることに關し、嫌がらせを受けた。12月2日、国立視聴覚コミュニケーション協議会(CNCA)はすべての外国テレビとラジオ局を禁止した。年末には外国放送は中止されたままだった。

政府を批判した個人は報復の危険を冒した。 例えば 7 月 16 日、公共の検察官は、という民間の日刊紙、 新しい新聞(Le Nouveau Courier) の 3 人のジャーナリスト、テオフィル・クーアムー、ステファン・ボイリイ、セント・クレイイバー・ワラ、の逮捕を命じた。 それはコーヒーとココア部門の官僚による腐敗についての調査記事のシリーズが発行された後のことであった。当局は MACA の刑務所に 3 人のジャーナリストを拘留し、そして彼らに行政上の書類の窃盗罪と、コーヒーとココア部門の不当な経営管理について“極秘事項”たる政府の調査の部分を発行した後に情報源を明らかにすることを拒絶したことへの罪を科した。 彼らは拘留 14 日後の 7 月 27 日に解放された。

2008 年に当時の大統領であったバボは政府の日刊紙である”博愛の朝“を発行する組織の独立役員会を指名した。 日刊紙の中では”博愛の朝“は最大の発行部数を有しているにも拘らず、滅多に政府の政策を批判しなかつた。 しかしながら多くの民間新聞は頻繁に政府の政策、大統領、支配政党を批判した。 大抵の新聞は政治化し、しばしば政治的な対抗者(反対派)を非難する為にストーリーを捏造することを訴えた。

12 月 17 日、共和国警備隊は、バボの支持者でドボ・ブレ・ブルノー旅団長からの命令と報告されているが、全ての反対派の新聞を閉鎖した。 共和国警備隊の分隊は印刷会社にもちかけて、次のように、ワタラ派の日刊紙は発行禁止とすると言明した。 愛国者(Le Patriote)、新しい再生(Le Nouveau Reveil)、表現(L'Expression)、命令(Le Mandat)、日刊南北(Nord Sud Quotidien)、より多くの光 (Le Jour Plus)、アビジャンの才知(L'Intelligent d'Abidjan) である。 共和国警備隊による独立した動きと信じられた反対派新聞の禁止は次の日には緩和され、12 月 18 日に発行が再開された。

保安隊はジャーナリスト達に嫌がらせを続けた。 、報道機関の率直にものを言うメンバー、特に野党新聞の記者は、支配政党である FPI 党と連合するグループから物理的な脅しに苦しみ続けた。

5 月 10 日、アクラ拠点のメディア監視機関の西アフリカメディア財団(MFWA) 新しい再生(Le Nouveau Reveil)のジャーナリストは、コートジボワールの野党民主党に日々近い存在であるが、5 月 15 日に党がデモを準備しているのでショートメッセージサービス(SMS)経由の脅迫を受け取った。

その年の間、ジャーナリストを攻撃し、脅迫し、嫌がらせをした政府側の青年グループに対してはいかなるアクションも取られなかった。

TCNCA は“アンバランスで、プロフェッショナルでない情報の扱い”という理由で 2 月 22 日から 3 月 2 日迄、フランスのテレビ局の フランス-24 を停止した。 CNCA は ガノアでの反対派のデモで幾人かが殺され、それ以上の詳細を述べずにレポートしたニュース通信を行ったフランス 24 を告発した。

5 月 25 日、フランスのメディア監視機関、国境のないレポーター、によれば、 DST の役人達が、民間の日刊紙 L'Expression(表現)のジャーナリスト達を、数時間の間、拘留し尋問した。 警察は、2 月にガノアにおける反対派のデモに関するレポートをし、フランス 24 にデモの写真を供給したことで、L'Expression を告発した。

10月14日、国境のないレポーター達は、約50人のFDS-CIの武装メンバーがアビジャンの才知(L'Intelligent d'Abidjan)新聞の本部で討論が起こることを妨げたと報告した。

政府は、又、外国のジャーナリストを苦しめまた投獄した。10月14日、選挙を報道するためにアビジャンに到着した、カタールが拠点の衛星テレビ局のアルジャジーラのジャーナリスト達を、DSTのメンバー達が逮捕したと、国境のないレポーター達は報告した。彼らは報告によれば DST の本部に連れて行かれ、彼らの装備を点検し、彼らのホテルの部屋を捜索することを要求したジェ・ビー副所長によって訊問されたのである。彼らは2時間後に解放された。

フランス2とフランス3のテレビ局は政治的な膠着状態をレポートしているときに攻撃された。12月16日、CECOの部隊はフランス2の一団をAK-47攻撃用ライフルで脅し、MFWAによれば、フランス3の一団に対してレポートを止めさせるよう発砲した。この攻撃で誰も負傷しなかったが、この部隊はジャーナリストの装備を押収した。又、フランス24のカメラマンのアルハッサン・カナーは逮捕され高原中央警察署で一夜拘留された。

民間のラジオ局は編集内容に関して完全な支配をしていなかった。国の放送規定によれば政治的な論評の伝達は禁止されている。政府は、ラジオ・ノスタルジーを念入りにモニターするために、支配政党によって支配されているCNCAを用いた。なぜならば、伝えられるところによればその会社の主要株主はワタラに近いということであった。

CNCAは民間のラジオ・アビジャン1に対し10月16日から31日の間、大統領候補の活動を報道することを停止させた。これは、大統領選キャンペーンの間、民間ラジオ局は政治的な活動を報道することを禁止するという10月13日付のCNCA決定第2010-08に添うものであった。

11月28日の大統領決選投票を前に、政府はUNOCIのラジオ局UNOCI-FMに介入しなかった。しかしながら、UNOCIは決選投票の後、ラジオ局が妨害されたとしてバボに忠実な部隊の尽力を非難した。

政府及び支配的なFPIは公式メディアのテレビプログラムの内容とニュース報道に対して相当な影響行使し続けた。その年の間、対抗している派の指導者達は彼らには公式なメディアの同等なテレビ放映時間が与えられていないと頻繁に苦情を訴えた。10月に国境なきレポーターによって発行されたレポートによれば、大統領選挙の第一ラウンドの間に、バボは彼に最も近いライバルの3倍以上の報道を享受したことが判明した。

メディアは緊迫状態をあおる役割を果たした。政党によって支援されている新聞社は頻繁に扇動的な社説を発行した。アイボリーの報道の自由と倫理と国家報道委員会に関わる監視局は、報道の創造と所有と自由に関する規則を施行したが、定期的に穩健に事を行うようジャーナリスト達を説得に回った。11月28日の決選選挙投票のあおりを受けて、国連と国際機関は政治的な暴力を喚起し、民族的緊張を広げる為に国家が支配したメディアを用いたバボを非難した。国家で運営するテレビチャンネルRTIと新聞‘博愛の朝’(Fraternite Matin)は、国連に

よれば(6 節 参照)、ワタラ大統領と UNOCI 平和維持軍に対するニセ情報という計算されたキャンペーンを率いる為、選出されたのである。

法律は政府に、官吏に対する犯罪的な名誉棄損処罰に着手する権限を与えていた。更に国家はその裁量で、或いは原告の要請によって民間の名誉棄損の訴訟を犯罪と見做すかもしれない。名誉棄損罪は3か月から2年の投獄となつた。

FN はブーアックから自身のプログラミングで放送した。報告によれば、それはブーアックのまわりの町や村や政治的な首都であるヤムースークロにおいて聞かれるラジオとテレビを含むものであった。国の西の部分に於いて FN はマンから地方ラジオ局で放送した。FN はその地域における政府のテレビ或いはラジオのプログラムの放送を許可し続けた。FN は、又、すべての政府支持の新聞とその地域で最も独立した新聞の配布を許可した。

10月1日、ソロ首相は様々なメディアの出資者と会い、“認可されていない”FN のラジオとテレビ局の閉鎖を要請した。CNCA は以前にいくつかの局は法的にメッセージを放送することを許されていないと述べていたが、いくつかの FN の局は命令を無視することを選択し年末においても運営していた。以前にはジャーナリスト達を殴り、悩まし、殺害した FN のメンバーに対してはいかなるアクションも取られなかつた。

#### インターネットの自由

政府がEメールやインターネット・チャットルームをモニターしているインターネット或いはレポートへのアクセスについては政府の規制はなかった。個人及びグループはEメールを含むインターネット経由で平和的表現により意見を発信することが出来た。市民はインターネットカフェでインターネットにアクセス出来た。しかし家庭でのアクセスはたいていの人には手が届かない程高価であった。6月のインターネット世界統計によれば人口の約 4.6%がインターネットを使用した。

政府は10月31日にすべての SMS メッセージサービスを停止して、年末までバボ体制はサービスを回復させなかつた。

#### 学問の自由と文化的な催し

政府は学問の自由を規制した。政府支持の好戦的な学生グループが 1990 年代初期に設立したコートジボワールの学生連合(FESCI)は大学や中等学校における恐怖と脅迫の風潮を生みだし、定期的に授業を中止させ、学生へ会議に出席するよう強制し、彼らの活動に干渉する教授を脅迫した。政府は最も教育的な施設を支配し、大統領の布告により、キャンパスでのすべての会合の認可が必要となつた。

反対派の政策を支持している多くの著名な学者は彼らの地位を国家教育施設に保持していたが、幾人かの教師達並びに教授達は彼らの政治的な活動の為、転任させられた、またより望まない地位への転任を恐れていると

示唆した。 学生組合の陳述によれば、保安隊はアビジャン大学の政治的な活動をモニターする為の情報提供者として学生を利用し続けた。

その年の間、FESCI のメンバーによる学生や教師に対する暴力的な攻撃は継続した。 FESCI のメンバーは処罰を受けることなく、その他の学生達や、教師達や、市民達を殺害し、拷問にかけた。 一方 FESCI のメンバーは時折彼らの行動で逮捕や拘留されたが、起訴されたとしてもまれであった。

2月 10 日、ダナネにおいて、FESCI のメンバーは、在職権及びより良い報酬の容認を要求するストライキを進んで行った幾人かの教師達に暴行を加えた。 FESCI のメンバーは幾人かの教師と学校の管理者を人質とした。 新 FDS 部隊(FDS-FN)分隊は学校を急襲して人質を解放した。

2月 17 日、幾人かの FESCI の棍棒で武装したメンバー達が、ディヴォにあるリセ・モダン校で UNOCI によって組織された敏感化キャンペーンを粉碎した。 この事件で一人の UNOCI のスタッフメンバーと副風紀委員のゼゼテティアリは負傷した。

3月 8 日、FESCI の二つのライヴァル・グループが、一つはヤムースークロから、もう一つはトゥーモディからであるが、トゥーモディの現代希望大学で激突した。 二つのグループは金属棒、棍棒、石でお互いを攻撃し 19人の学生が負傷した。 二人の別の学生がヤムーソウクロからの仲間にによって人質になった。 ヤムースークロにある UNOCI 人権職員はトゥーモディの総督と共に事件を調査した。 FESCI のメンバーは盗品の返還を命令され、人質を解放した。

3月 26 日、FESCI とディンボクロ現代高校のコートジボワールの学生国家組合はディンボクロにおいて激しく衝突した。 棍棒と鉈で武装して、8人の FESCI のメンバーが町の中心に行進し、一人の学生を攻撃し、殺害した。 警察はその後 4人の FESCI メンバーを逮捕した。 学校当局は緊張状態を鎮めるため、クラスを停止させた。

4月 27 日、約 40人の FESCI のメンバーは、村の首長や青年の助けを得てザグーイタの未亡人を拷問にかけ、殺害した。 彼らは、4月 25 日、彼女が魔法により 20歳の FESCI のメンバーを死亡させたかどで告発したのであった。 村の首長と青年達の長を含む容疑者たちは、暫く拘留されたボノンの地方憲兵隊に呼び出され、罰を受けることなく、解放された。

4月 28 日、15人の FESCI のメンバーはナイフと短剣と棍棒で武装して、ディンボクロのリセ・モダン校とモダン大学での模擬試験を妨げ、殺人の嫌疑を負った彼らのメンバーの一人の拘留について死の脅迫を教師に対し行なった。 地方の憲兵隊は 6人を逮捕したが 公共検察官は 4月 29 日、ディンボクロの地域教育長の要請で彼らを解放した。 FESCI の指導者達はもし彼らの仲間達が解放されなければ、国内のすべての学校を閉鎖すると脅迫していた。

FESCI は選挙期間及びその後バボ側の民兵と保安部隊に積極的に協力をした。 例えば、11月 30 日、FESCI のメンバーはアビジャンのココディ大学のキャンパスからワタラ側の学生を攻撃し、追い出した。 報道のレポート

によれば、約50人の学生が強制的に彼らの寄宿舎の部屋から移動させられ、キャンパスから退去させられた。保安隊は介入しなかった。

12月25日、FDS-CIとバボ側の民兵メンバーの助力を得て、FESCIのメンバーはココディにあるPDCIの本部を攻撃し略奪した。11人の民間人が負傷し、3人が弾丸で深刻な傷を負い、負傷者の一人は何本かの指を切断した。この地域に配置されている保安隊はFESCIのメンバーを止めることに介入せず、又年末までいかなる取り調べも行われなかつた。

2008年にHRWは”最も良い学校：学生の暴力、刑罰の免責、コートジボワールの危機“を出版した。それはFESCIのメンバーによって、罰を受けることなく行われた、暴行、強奪、ゆすり、拷問、即決の処刑、そして強姦といった多数の事件を記録したものだつた。以前に報告された暴力的事件に責任のあるFESCIのメンバーに対しては、アクションはとられなかつた。

#### b. 平和的な集会と結社の自由

##### 集会の自由

法律は集会の自由を認めている。しかしながら実際は、政府はしばしばこの権利を規制した。デモやスタジアムや外界と隔離されたスペースでの大会（集会）は、申し出る行事の3日前に保安省或いは内務省に文書を提出することが法律で要求された。要請されたやり方で事前告知がなされた公共の集会や行事を、政府に禁止する権限を与える法律は明確に存在しない。しかし政府は公共の秩序に害のあると考えられる特定の行事はこれを禁止した。たとえある行事に認可が与えられたとしても、政府は後でその決定を無効にできた。2006年時の大統領バボはアビジャンにおけるすべての形態の屋外公開デモに関する禁止を更新した。年末の時点では禁止は解除されなかつた。

警察は年間を通じて反政府デモを何度か追い払つた。2月12日、当時の大統領バボは政府とCEIを解散した。そしてそれは選挙を組織し、投票者の登録を課した。結果として国中でデモが発生したが、もっとも重要なものはアビジャン、アブー・アクーシクロ、ボンドウコウ、ブーアック、ダロア、ディボ、デューコウ、ガノア、カティオラ、コルホゴ、マン、ティービッスウで起つた。保安隊はこれらの町の4つで殺傷力の高い武器を使つた。彼らはアビジャンで2人、ダロアで4人、ディボで2人、ガノアで5人を殺害した。こうしたデモで殺害された13人の中には未成年者、幼児もいた。14人の未成年者を含む少なくとも76人が負傷した。統合命令センターの8人を含む18人の保安隊のメンバーもまた負傷した。

UNOCIのレポートは、2月のデモにおいて殺害されたか負傷した人達のすべてが、同じ場所にはいなかつたことを示した。保安隊は民間の建物や家庭に逃げようとした民間人を殺害し、殴りつけ、逮捕したという信頼性の高い報告があつた。保安隊は95人を逮捕し、20人は“公共の秩序の攪乱”的罪を科された。保安隊のメンバーは逮捕されたり、デモの間の人々の死亡や負傷に巻き込まれて罪を科されたものはいなかつた。政府はこうした出来事に於ける保安隊を暗に示すUNOCIのレポートを積極的に疑つた。

12月16日、ワタラ大統領はデモを呼び掛け、RTIの本部及び高原のバボの支配する政府のオフィスを奪取すべく行進をした。バボに忠実なFDS-CIのメンバーはその行進を猛烈に抑えた。少なくとも20人のデモ参加者が殺され、何百人という人が逮捕され、専断的に留置場に拘留された。デモを散らすため警察が力を行使した過去数年の事件については何の進展も見られなかった。

#### 結社の自由

法律は結社の自由を規定し、政府は一般的にこの権利を尊重している。しかしながら法律は、民族的或いは宗教的な枠に沿った政党の形成を、両方共に党のメンバーシップにはカギとなる要因であるにも拘わらず、禁止している。

#### C. 宗教の自由

宗教の自由の討論に関しては、[www.state.gov/g/drl/irf/rpt](http://www.state.gov/g/drl/irf/rpt) の 2010 年国際宗教の自由レポートを参照。

##### d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、国家のない人々

憲法と法律は移動の自由、外国旅行、移住、本国送還は、規定していない。そして政府はその年の間移動の自由を制限した。政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及びその他の人道主義的な機関と、国内避難民、難民、帰還してきた難民、避難所を探す人達、國家の無い人達、その他の関係の人達に保護と助力を供与することによって、協力をした。

国内の旅行には頻繁に制限があった。保安隊、地方の民間人の”自衛”委員会、そして水、森林管理、そして税関の役人はしばしば、主要道路の検問封鎖を行い、そこでは定期的に旅行者から金品を強要した。

FN 当局の下で生活する人達は、町と町の間を、そして政府の支配する南から或いは南へと旅行しようとすると、いやがらせと、ゆすりに絶えず直面した。こうした手数料は妊娠した女性や他の傷つきやすい人々が医療的ケアを受けるために旅をすることを妨げると、村の人々は苦情を言った。

5月15日、ケトロ・バッサンのブルキナファツの青年団長は 200FCFA(0.40ドル)の通行横断料の支払いを拒絶した為、フォファナ軍曹支配下にある FAFN 分隊によって激しく殴られ、乱暴された。FAFN 分隊は、家族が彼の解放の為 50,000FCFA(100ドル)払うまで拘留した。5月17日、FN 当局はこれらの兵士たちを新しいチームの地域に配置換えし、容疑者には更なるアクションは取らなかった。

8月25日、ボウナからの FAFN の兵士達はバニアで道路封鎖を行い、通過する車からそれぞれ 200,000FCFA(400ドル)を要求した。

FN の地域における財務的なサービスにおけるギャップの為、幾人かの市民が嫌がらせの対象となった。銀行のサービスは北部の地域では危機前のレベルのほぼ 100%であるが、西部の地域ではそうしたサービスは限られた

ままになっている。伝えられるところでは、保安部隊は西部の住人達による重要な賄賂の支払いを要求した。その住人達は、資金を手に入れるか支払いをするため、法外な距離を旅しなければならないか、おそらく政府の支配している地域を通過する運び屋を送らなければならなかつた。

法律は、強制的国外追放を禁止しており、この年の間は強制的に追放された人はいない。

#### 国内避難民(IDPs)

年末に、国連の人権問題の調整局(OCHA)は、11月28日以降の政治的な暴行の結果として彼らの家庭から或いは村々から18,000の国内避難民が逃亡したとレポートした。即ち西部のデューコーの町に於ける暴行から逃れるためであった。およそ7,000人の国内避難民(IDPs)は、町の外のカトリック伝道所に避難した。そして国際赤十字委員会(ICRC)は、テント、医療品供給、水、便所を供給した。

11月、UNHCRは以下のレポートをした。2002年の危機で避難し、その後西部の彼らの村に帰ったIDPsの数は前の年と変わらず88,986人のままである。しかしながら、これらの国内避難民(IDPs)の31,000人は受け入れてくれた家族と一緒に住み続け、助力を必要としてし続けていると推定している。

2002年の危機の間、政府支持者側と反乱勢力は民間人を目標とはしなかつた。しかし民族的な争いと戦いは多くの人々を紛争地帯から逃げることを余儀なくし、また他の人々は、もともと住んでいたが分裂した国において単純に居心地の悪さを感じた。道路封鎖と通行料回収地点は民間人が国内を移動する事を難しくした。IDPsは一つには危機の長引く性格の為、ホスト・コミュニティに重い負担を与え続けた。

政府の援助は、公務員とインフラストラクチャーが乏しい、特に北部と西部においてはこれらのIDPsのニーズを満たさなかつた。国際及び国内のNGOがギャップを埋めるよう活動した。

国連の機関と協力して活動する、外務省及び”連帯戦争犠牲者省”は、バボが2月に政府を解散する決断をする前にIDPの案件を指導した。3月に新政府が構成されたのに続いて”連帯戦争犠牲者省”は首相事務局の下の国の事務局に格下げとなつた。加えて、IDPsの帰還運動を援助してきた”再建再送還省”もまた国の事務局に格下げとなつた。内閣改造はIDPsを援助する政府の努力を著しく妨げた。年末には、IDPsの帰還運動のための国家戦略は公に入手できず、問題は大統領選挙の準備期間に於ける政府にとって低い優先順位であった。

この年の間、国連の機関と地方の当局は、西部のいくつかの場所への、小さな規模でのIDPsの帰還を促進し続けた。

#### 避難者の保護

憲法と法律によって難民或いは亡命者のステータスの認可がなされる。そして政府は難民を保護するシステムを設立した。この国は 1969 年、アフリカにおける難民問題の特定の局面を管理するアフリカ統一会議の加盟調印国である。そして法律は、この条約によって認められたとおりに亡命者を認可する。

実際に、政府は避難者に対して、人種、宗教、国籍、特定の社会グループのメンバーシップ、或いは政治的な意見の為に、彼らの生命或いは自由が脅かされる國への追放または返還に対する保護を供与した。政府は避難者の地位と難民認定をした。

政府は、又、当該国連会議の下で難民の資格が取れないかもしれない個人についての保護を供与した。

防衛並びに保安職員は、時折、政府或いは UNHCR によって難民に発行された書類の同一人確認をしなかった。以前には、保安隊は検問所で、難民の同一人確認書類を破棄したり、或いは専断的に拘留したり、嫌がらせを言ったり、難民を殴ったりした、という報告があった。

リベリア人は国別難民の大多数を構成した。リベリアにおける 2003 年の平和条約前にこの国に到着した者たちは適格者のグループから恩恵を与えられ臨時の難民カードを受け取った。平和条約後にこの国に到着したリベリア人達は臨時のカードをもらえなかった。特定の事情の下、政府によって難民の地位が認可されなかつた避難を求める人達は UNHCR による難民証明書が供与された。身分証明カードの法律は、証明カードはその難民のステータスが国家適格委員会によって認められた 14 歳以上の非リベリア人に発行されるという条項を含んでいる。

政府は、その国の中を自由に移動することを認めるよう、すべての 14 歳以上の難民に在住者許可を発行することによってもっとも極端な状況下にある難民たちの地方統合を促進した。国の身元確認事務所は UNHCR、アイボリー難民及び無国籍者救済、援助事務所と共に、ドキュメントの無いリベリアの難民に難民身分証明カードを供与し続けた。それは彼らの難民としての地位が続く間、この国に合法的に居住し、働くことが許されるものであった。難民たちはまた帰化することも出来た。

UNHCR は難民の安全で自発的な彼らの國への帰還を援助し続けた。6 月 30 日、UNHCR は 23,808 人のリベリア人の難民と 602 人のその他の諸国からの難民が国内に残っていることを明らかにした。

### 無国籍者

この国の無国籍者の規模は不明であり、UNHCR のレポートは無国籍者の数は数千人から 900,000 人の範囲と示唆した。

市民権は国の地域内の誕生によってではなく、むしろ両親に由来するものである。そして、出生登録は普遍的では無かった。この国は法的に無国籍または実質的に無国籍の常習的な居住者を抱えていた。そして、そうした人々に差別的でないベースで国籍を得る機会を供与する法律と政策を、政府は実際には実施しなかつた。その年間、UNHCR は法務省、内務省と共に、無国籍についての知識を高めるよう活動し続けた。

### 第3節 政治的な権利の尊重：政府を変える市民の権利

憲法と法律によって民主的な方法を通じて平和裏に政府を変える市民の権利が付与された。しかしながら、実際問題、政府はこの権利を尊重しなかった。前大統領バボは、11月28日の大統領選決選投票において54.1%を占めたとのCEIの発表に従って、民主的に選ばれた反対候補者のアラサン・ワタラに権力を譲渡することを拒絶した。国連と、複数の国際及び国内のオブザーバーチームはワタラが決選投票の勝者であると宣言した。憲法審議会は結果を覆し、バボを勝者と宣言した。年末には、この国は2つの政府で運営された。2005年で満期終了にも拘らず、年末に国民会議代表たちは留任していた。

#### 選挙と政治参加

この年、この国では2回に渡り大統領選挙があった。

10月31日、この国では2000年以来の最初の大統領選挙が行われた。登録された5,700万人の内、推定83%の投票者が14人の大統領候補者のうちの一人に投票した。一般的に投票は平和的につかう秩序を持って行われ、国連と他の国際及び国内のオブザーバーは大きな不法行為を特に言及しなかった。大統領候補者のバボは38%の投票を獲得し、ワタラは32% そしてアンリ・コナン・ベディは25%、その他の11人の候補者は残りの4%を分けた。バボとワタラの大統領決選投票は11月28日に行われた。第3位で終わったベディは投票と投票数の計算記録の過程と結果における不整合を理由として、11月4日の第1回目の再計数を要求した。憲法審議会はベディが必要な時間内に不平の申し立てをしなかったと裁決し、11月10日の第1回目の結果を認証した。

暴力、脅迫、両方の候補者及び支持者による高揚した否定的政治メッセージによって第2回目に向けての進み方が性格付けられた。バボのキャンペーンは扇動的なフィルム“ワタラ 反乱の父”を作り、宣伝をした。それは内戦の間に行われた残虐な事例をありありと描写していた。11月16日のフィルム上映では、屋外でバボとワタラの支持者たちの暴力的な対決を誘発した。

11月19日、FESCIと、民主主義と平和の為のウフェー支持者たちの集合体(RHDP)の青年支持者達と、主としてワタラのRDRとかつてのベディ大統領の政党で構成された反対連合は、アビジャンのRHDPのキャンペーン事務所の外で激しく衝突した。

11月25日、伝えられるところによれば、バボの支持者達がワタラのキャンペーン・ポスターを引き裂いた後で、ヨタの町の中でワタラの支持者達はバボの支持者達を攻撃し殺害したということであった。

11月26日、最初のテレビでの大統領討論会が行われた。討論中、双方の候補者は支持者に対して暴力を断つことを力説した。バボは11月27日から12月1日の午後10時から午前6時迄の夜間外出禁止令を告知した。

大統領決選投票は秩序を持って進んだが、2人の殺害、対抗する候補者の支持者間での小規模の衝突疑惑を含む、いくつかの暴力事件で汚点が付いた。投票率は81%で、国連は第2回目が民主的な雰囲気の中で行われたとみなした。アフリカ連合、アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)と多数の国際オブザーバー・チームは第二回目の全体としての進行具合は自由で公正とみなした。投票に続いて、バボはすべてワタラの拠点に存在する5部門に於ける不正行為と暴力行為を揚げて憲法審議会に公式な不平不満の訴えを提出した。

11月30日、CEIのスポークスマンのバンバ・ヤクーバはCEI本部で記者会見の間に国の地域の3か所から選挙の結果を公表する準備をした。CEIのメンバーとバボの支持者ダマニア・アディア・ピッカスはヤクーバの手から結果をもぎ取り、引き裂いた。その後ヤクーバは結果の別のコピーを印刷する為、CEIのビルに入った。しかし、決して姿を現さず、保安隊はジャーナリストにその建物から去る様に伝えた。

12月2日、CEIの会長のユースフ・バカヨーコはバボの45.9%に比較して54.1%の得票で決選投票の勝者であることをワタラに布告した。国家管理のメディアはCEIの公表を放送せず、数時間後に憲法審議会の会長であり、バボに任命された人であるポール・ヤオ・ンドゥレはCEIに結果を渡すことが出来ず、憲法審議会は選挙の結果を発表する責任を引き継いだと公表するためにテレビに出演した。CEIの結果の広く行き渡った国際的な報道に反応して、CNCAはすべての外国テレビとラジオの放送は即刻の効果を持って停止されると発表した。

12月3日、ンドゥレは“不法行為と暴力行為”によって、7つの地域における結果は、ワタラの拠点における500,000票以上を取り消して、無効になったと発表した。ンドゥレは後で51%の得票でバボが選挙の勝者であると発表した。Y.J.チヨイ事務総長の特別代表は、その時、2007年ワガドゥーゴー政治条約において要求されたように、ワタラが大統領であることを宣言してCEIの選挙結果を認定した。

国連と多くの国際及び国内オブザーバーは投票が公正で民主的であり、ワタラをこの国の正当に選出された大統領であると認めた。憲法審議会の決定に引き続いて、2007年以来首相を勤めてきたギョーム・ソロ首相は前のバボ大統領政府から辞任した。

12月3日、ワタラとバボは別々に就任の宣言を行い、別々の内閣を発表した。ワタラ大統領はソロを彼の政府の首相に再任した。年末には、ワタラ大統領とバボ前大統領は大統領の地位について膠着状態のままであった。ワタラ大統領はバボ側の勢力に囮まれた状況下で、ゴルフ・ホテルから政府の運営を行なった。食料の補給と医療関係の供給を含むワタラ大統領と彼の政府への接近は極端に制限され、主に国連のヘリコプター経由で行われた。バボは国立テレビ局、保安隊、国庫といった国家資源を支配し続けた。

その年の間、国は和解に向けていくつかのステップを取った。2008年に始まり、当初は45日間続く予定であった身元確認と投票者の登録の過程は2009年6月に終了した。6.50万以上の人々がその作業に参加した。この過程で集められたデータで、CEIは暫定的な選挙リストを準備し、その年の11月に全国的な協議のため公示した。そして地方のCEIはこのリストに対して課題の処理を始めた。2009年の12月で紛争の期間は終了する予定であったが、8月まで最終的に完了しなかった。

9月に様々な政治的行為者達は 570 万人の最終投票者リストに、即ち 2008 年に始まった身元確認と投票者の登録の結果を刻印する出来事に、合意した。

直近の国民議会選挙は 2000 年に行われたが、暴力行為、不法行為、大変低い参加率で損なわれた。加えて、選挙は北部の 26 の選挙地区で行われなかつた。それは RDR の政治活動家(行動隊員)が投票所を襲撃し、投票用紙を焼き、選挙職員の安全を脅したからであつた。 2001 年の立法府の補欠選挙に引き続いて、国民議会の 225 議席中の 223 議席が満たされた。

女性は、前回の国民議会選挙において 225 議席のうちの 19 議席を獲得した。そして、彼女たちの権限は 2005 年末で失効した。 国民議会の最初の副議長は女性であった。 41 人の最高裁判所判事のうち、4 人は女性であつた。 ヘンリエッテ・ダリ・ディアベーテ は RDR の事務総長を、即ち党の 2 番目の地位を占めた。

#### 第 4 節 公務の腐敗と政府の透明性

公務の腐敗は法律によって犯罪の罰を受ける。しかしながら政府は法律を実際は実施しなかつた。そして公務員は罰を受けることなくしばしば腐敗したやり方で業務を行っていた。腐敗は以下の裁判の進行に最も大きな衝撃を与えた。契約の授与、関税と課税の案件、保安部隊の説明責任(第 1 節 e 参照)。

2008 年、23 人のココア及びコーヒー産業の公務員が、1,000 億 FCFA(2 億ドル)横領したかどで逮捕された。そして彼らは裁判を待つて、MACA 刑務所に拘留中であった。 2009 年 9 月公務員の内の 4 人は政府とナイジェリアの ECOWAS 裁判所に対して公式な苦情を提出した。それは公正な裁判への権利の侵害と彼らの市民的な自由の侵害を訴えたものだつた。 23 人の公務員は 9 月 8 日の公判前に姿を現したが、被告側の弁護士の要求によつて、裁判は 11 月 16 日に延期され、年末には再開されなかつた。

#### 第 5 節 人権侵害容疑の、国際及び民間調査に関する、政府の態度

人権の為のアイボリー連盟(LIDHO)と MDIH を含む、多数の国際及び国内の人権グループは、11 月 28 日、決選投票に先んじて、人権に関する調査結果を取り調べ、出版して、一般的に政府の規制なく運営した。 決選投票の後では、3 つの別々の地域において発見され申し立てられた大量の死の報告を含み、虐待を調査する努力の中での UNOCI の人権調査団の活動を保安隊が妨げた。

例えば、12 月にアビジャンに於ける、申し立てられた大量の死の場所を調べるための国連の調査団による動きを、バボに忠実な勢力が繰り返し妨害した。 その年の間、 UNOCI, LIDHO, MIDH, 人権の防衛の為の活動、そして他の独立した人権グループは人権事件に関する証拠と証言を収集し、レポートに、そして独立した地方の日刊紙に情報を発表し、政府の保安部隊を批判した。

FAFN 保安隊は時折、人権グループに嫌がらせをし、虐待した。 例えば 6 月 29 日、FAFN 分隊は、コルホゴで “IB”として知られる一人の FAFN の兵士に対して、強姦未遂について苦情を試みた 14 歳の少女を助けたかどで 地方の子供の権利 NGO、危険の中にある子供たちの為の国民協会(ANAED)の代表者を逮捕した。コルホゴの 警察監督官のケイタ・ヴァッシリは作成された医療証明書は強姦を確認していないとして、偽りの告発で ANAED の代表者を告発した。 彼はまた少女とその両親を、もし彼らが 50,000FCFA(100 ドル)を損害賠償金とし て彼に払わないならば、逮捕すると脅迫した。コルホゴの役人と共に人権職員の仲介の後で ANAED の代表は 解放された。

FESCI は人権グループを脅迫し続けた。 前年までの年に於いて人権組織のメンバーを脅迫し、苦しめた犯罪人 に対してどんな訴訟も起こされていなかった。 その年の間、政府は人道的な運営を行う為、世界食料プログラム、 ICRC、その他の国際機関を定期的に許可した。 国際労働機関、世界保健機構を含む 11 の国連機関職員は居 住者であり年間を通じて活動的であった。微妙と想定されるか、彼らの仕事を侮辱するような地域へのアクセスを 政府が制限したという報告は無かった。

#### 第 6 節 差別、社会的虐待、違法人身売買

法律によって、人種、民族性、国民的血統、性別、宗教に基づく差別は禁止されている。 しかしながら政府は実 際には法律を施行しなかった。

##### 女性

法律は強姦を禁止しており、5 年から 20 年の投獄となる。 しかしながら政府は実際問題として法律を施行しなか った。 そして強姦は広く拡がった問題であった。法律は配偶者の強姦は特に罰しない。 苦情は子供の強姦犯人 に対して最も頻繁にもたらされた。 もし強姦犯人が犠牲者に関係する、または犠牲者に対して権力を持つ地位に あるもの、或いは犠牲者が 15 歳以下である場合は終身刑が科され得る。アビジャンの裁判所は月に 5 件の子供 の強姦事件を受けていた。

女性の擁護グループは、強姦を含む暴行の女性の犠牲者に対する当局の無関心に抗議し続けた。強姦や家庭 内暴力を警察に報告した女性はしばしば無視された。多くの女性犠牲者は親類縁者や警察によって法的な事件と して追及するよりは強姦犯人と友好的な解決を図る様、説得された。家庭と社会問題省は強姦犠牲者の為に訴訟 手続きをしようと努めた。 しかしながら、家族はしばしば法廷外で解決することを好んだ。 有罪判決のスピードア ップのため、しばしば、より軽い処罰の強制わいせつ罪となる場合が多くなったが、 4 月 25 日現在、21 人が有罪と なり公式に強姦罪となつた。 より多くの犠牲者が進み出て裁判所は問題をより深刻に取り扱つたので、まだ少な いが、有罪判決の数は着実に増加した。

国の西部に於いて、強姦や性的暴行を女性に行う、身元の分からぬハイウェー賊の報告が継続してなされた。特にドゥーコーからバンガロへの道路 そしてマンからビアンクーマ、そしてマンからトゥーレプルの道路であった。1月7日、12人の身元の分からぬ武装した集団がタハブリー・グロード・ベルイン道路上で一人の農夫と一人の女性を襲った。彼らは農夫を殴り、女性を集め強姦した。そして携帯電話と120,00FCFA(240ドル)を奪った。ドゥーコーの憲兵隊はこの事件の調査を開始した。

7月30日、ドゥーコーの人権職員は下記の報告をした。 グエレの民族グループの4人の男が7月の29日、47歳のブルキナファソの女性をグイロの彼女の家で集団強姦した。 彼女が助けを求めて叫んだ時、強姦犯人達は彼女の持ち物を移動し始めた。 近くの国連の派遣団が仲介し、4人の加害者の内3人を逮捕して、グイロの警察に突き出した。

法律は家庭内暴力を特に不法としていない。 これは国内中の深刻で広く行き渡った問題であり続けた。 襲撃の処罰は1年から20年の投獄であり、暴力の度合いによる。 家庭内暴力の訴えに対し、政府の行ったことはわずかで、それは法廷と警察では、家庭内暴力は家庭内の問題と考えたからであった。 例外は、もし深刻な身体上の危害が加わった場合、或いは犠牲者が訴えを申し出た場合で、その場合は刑事訴訟が始められた。 多くの犠牲者の両親はしばしば社会的な不名誉の恐怖から訴えを取り下げるよう説得した。

その年の間、家庭と社会問題省は家庭内暴力と強姦の犠牲者に限定された援助を供与し続けた。 内閣のサポートはコンピューター、プリンター、記録を保持するためのその他の装備を政府が運営する相談センターに供与することを含んでいた。 内閣の職員は、トラブルがあるカップルを和解させようと、そして家庭内の使用人を彼らが性的に虐待されていた家庭から移すため、少数の犠牲者の家庭を訪問した。

女性や子供に対する暴力と闘う委員会(CNLV)は虐待された女性の為に避難所や直通電話回線では活動をしなかった。 その代り委員会のメンバーは個人的な携帯電話番号を週ごとにラジオで知らせた。 委員会はまた頻繁に家庭を訪問して、虐待の状況をモニターした。 虐待、FGM、或いは強制結婚の犠牲者になることを恐れる若い女性達は委員会に訴えることが出来た。 委員会は不快感を与える両親や夫達に対して、法的行為を取る警告をし、しばしば虐待を止めさせた。

政府は、司法と警備の人員の為に性的暴行に関する意識を高めるセミナーの開催を継続した。 セミナーの結果として、いくつかの保安警備員は犠牲者により多くのプライバシーを与えるために、彼らの言動を緩和したと伝えられ、裁判所は未成年の強姦犠牲者の証言を私的に録音し始めた。 判事はまた、CNLVが犠牲者と共にフォローアップできるよう、事件に関する統計や情報の供給を増やした

その他の女性に対する社会的な暴行とは、FGM(性器切除)、持参金殺人、レビリート(未亡人に彼女の無くなつた夫の兄弟との結婚を強制すること)、ソロレーント(女性に、亡くなった彼女の姉妹の夫との結婚を強制すること)を含んでいた。

法律によって、性的な嫌がらせは禁止され、処罰は 1 年から 3 年の投獄及び 360,000 から 100 万 FCFA(720 ドルから 2,000 ドル)の罰金を規定している。しかしながら、政府は法律をめったに執行せず、そうした嫌がらせは広く拡がり、文化的な規範として日常的に受け入れられた。

夫婦と個人は子供の数、間隔、そしてタイミングを決定する権利があり、差別、強制、暴力から自由に情報と手段を有する権利があった。都市部に於いては、極めて重要な産科及び産後ケアを含む、避妊、子供の出産時の熟練した付き添い、にアクセスすることは余裕のある女性には可能であった。UNFPA によれば、15-49 歳の女性の約 13% が何らかの形で避妊を行ったということであった。また、UNFPA は、産婦死亡率は 2008 年には 100,000 人の誕生につき 470 人であったと推測した。HIV を含む、性感染症と診断された妊娠中の女性は治療された。

2009 年の 5 月に計画省によって発行された貧困減少戦略報告によれば、貧困者の 12% が健康センターへのアクセスがなく、26% が情報及び熟練したヘルスケアが供与される一般的な病院へのアクセスがなかった。幾人かの女性にとっては移動と医療費が健康センターと病院への重要な障害であった。さらにレポートによれば、54% の貧困者は健康センターへ歩いて行かねばならず、14% が病院に歩いて行かねばならなかつた。更に、夫や家族のメンバーからの脅迫や脅迫の恐れは、女性たちが健康センター内の家族計画サービスへ行くことをまた抑制する要因となつた。

2009 年 3 月に発表された LIDHO と国際救助委員会(IRC)の共同報告は、警察の道路封鎖は妊娠した女性が健康センターに於いて出産することを妨げ、その結果、家庭で専門的な助けを得ることなく出産していることを指摘した。その報告はまた、健康センターの専門家達が、決してなされなかつたサービスを行つたかのように偽つて、妊娠した女性から詐取したということも指摘した。人口関連局と国連人口活動基金(UNFPA)によれば、約 47% の出産が熟練した職員に付き添われ、女性は 44 分の 1 の、母体死亡のリスクがあるとした。

法律は性別を基準としての差別を禁止する。しかしながら女性は、雇用や、信用貸付、所有或いは企業経営にアクセスすることに於いて差別を経験した。女性は社会における追従的な役割を占めた。政府の政策は、社会的かつ経済的生活における女性の完全な参加を奨励した。しかしながら、潜在的に妊娠をするという、あまりあてにならないと考えられる女性を雇用することは、正規の部門の雇い主の間では相当な抵抗があつた。幾人かの女性はまた、家の所有権や、儲かる換金作物の生産といった、銀行によって作られた貸出基準に合わなかつたので、ローンを得るにあたつて困難に遭遇した。

政府または民間の小規模融資銀行からの小規模ローンに、貧しい女性がアクセスできるよう、経済的な協同組合を作る努力を、NGO は監視した。正式な部門の女性は通常、男性と同様の割合で支払われた。しかしながら、税法では女性を家計の頭と認めないので、女性の労働者は所得税を男性の対応者より高い料率で支払うことを要請された。女性機関は、その子供が父親によって認められたその子の為にシングルマザーが課税減額を享受できるように、税改革の為キャンペーンすることを継続した。相続権法もまた女性を差別した。

女性の擁護機関は、強制結婚、未成年の結婚、女性を除外した相続のパターン、そして女性と少女に有害と考えられるその他の慣行に反対するキャンペーンのスポンサーとなることを継続した。 例えば、一夫多妻制はそれが普通の文化慣行として残っているにも拘らず不法である。 女性機関は、また、女性に対して差別をする法的な規定に反対をして、運動を行った。 女性指導者と家族・社会問題省の連携は、政治的な意思決定及び、立法府と地方自治の選挙への候補者としての出馬に関して、女性のより大きな参加を促進するための努力を継続した。

## 子供達

市民権は両親に由来するものである。 子供が生誕の時点でアイボリ一人と考えられるために、少なくとも一人の親は市民でなければならない。 法律は両親に 500FCFA(1 ドル)の手数料で子供の誕生を登録するために、3か月の期間を供与する。 政府は、子が誕生したことを証明するヘルスクリニック或いは病院からの書類を両親が提出した時に誕生を登録した。 しかしながら、適切な身元確認書類の無い人は誕生を登録できない。 政府は書類の無い子供への教育或いは健康管理といった公共のサービスを否定しなかった。 しかしながら、ある学校では、子供たちが登録される前に、子供たちの身元確認書類を提出するよう両親に要求した。

初等教育は強制的ではなく、通常子供が 13 歳になったとき終了した。 しかしながら、それは授業料無料であった。 原則として学生は書籍或いは手数料を払う必要はなかったが、あるものはまだそれを行っているか、或いは書籍を路上の露店から借りた。なぜならば、すべての子供に対し学校の手数料や書籍をカバーしなかったからである。 中等学校の入学試験に失敗した学生達は、無料の中等教育の資格はなく、多くの家庭は学校の為に支払いを行う余裕は無かった。

少女よりは男子に教育をつけるという親の優先的な考えが、特に農村部では残存していた。教師たちは金や評価と引き換えに学生達からの性的な恩恵を要求した。 16 歳以下の子供への、法定の強姦或いは強姦未遂は 1-3 年の投獄及び 100,000 から百万 FCFA (200 ドル - 2,000 ドル) の罰金である。子供たちは肉体的かつ性的な暴行と虐待の犠牲者であった。 子供達は牧師の場合に行われる呪術の実施について訴えた。それは牧師が時々彼らから魔物を追い払うために暴力を使ったからであった。 家庭省、労働省、法務省は子供虐待と戦う為に活動をしたが、各省間の協調調整の欠如と不適切な資源は政府の努力を妨げた。

1 月 23 日、 3 人のダロアの男たちが、 その内の一人の男が彼女を誘惑した後、 2 人の共謀者が待っている集合住宅のユニットに誘い込んで、 15 歳の少女を強姦した。 3 人の男は彼女の携帯電話も盗んだ。 次の日、 彼女の盗まれた携帯電話を取り返すため自発的に助けることを買って出た別の男が近づいた。 彼女は彼について行き、 また 3 人の男に強姦された。 犠牲者は ICRC の援助でメディカル・ケアを受けた。 ICRC によれば、 その少女と母は苦情を提出しようとしたが、 その日に警察の長官との予約を確保することが出来ずあきらめた。 調査は行われなかった。

3月29日、デューコー警察は2人の強姦容疑者を逮捕しダロア裁判所に公判の為、移送した。私立の学校の教師である最初の男は、彼が私的なレッスンをしている9歳の生徒を繰り返し強姦したかどで告発された。2人目はデューコーにて15歳の学生を強姦した容疑者であった。

4月9日、ダロアの裁判所法廷は、ひとりの男に2009年2月にヴァヴーアに於いて4歳の処女を強姦したかどで5年間の投獄と100,000FCFA(200ドル)の罰金の判決を出した。

8月24日、ダロアの人権職員は、デューコーにて7月31日13歳の少女を強姦した27歳の男が“暴力的淫らな婦女暴行”ということでダロアの裁判所によって、5年間の投獄と100,000FCFA(200ドル)の罰金の判決を言い渡されたと報告した。

FGM(女性性器の切除)は深刻な問題である。法律はFGMを特に禁止しており、実行者には5年までの投獄と360,000から2百万FCFA(720ドル-4,000ドル)の罰金が与えられる。二重处罚が医学的な実行者に科される。FGMはわずかながら中央部と南部で、そして北部と西部の農村で最も頻繁に行われた。FGMは通常通過儀礼として思春期前或いは思春期の少女に行われた。地方のNGOは、FGMを予防し、FGMの実行者に行わないよう説得するために活動するという公共の意識改革プログラムを継続した。以前の年と異なって、この年の間に、当局はFGMについてくらかの逮捕を行った。しかしながら、実行者はめったに罪を科されなかった。

例えば、6月13日、デューコー警察とIRC代表部はデューコーの近隣のココマンにおけるFGMの儀式を中断した。丁度切断された6歳の少女はデューコーの病院に運び込まれ、そこで医学的な治療を施された。警察は少女の母と、これに巻き込まれていた3人の他の女性達を逮捕した。年末にはこれらの責任ある人々に対しては更なるアクションは取られなかった。

法律は、20歳以下の男と18歳以下の女性は彼らの両親の同意なくしては結婚を禁止している。特に18歳以下の未成年者を宗教的または習慣的な婚姻組合に強制加入させる人間は法律によって处罚される。しかしながら、保守的な地域社会においては—特に北部に於いて—14歳の若い少女の伝統的な結婚が普通に行われた。

問題の程度は不詳であるが、子供たちは、第3者のかかわりなく、生き延びるために売春に従事した。法律の下では売春や、ポルノフィルムの為や、写真や或いは行事に、子供たちを使ったり、募集勧誘したり、提供したりすることは違法であり、違反者は1か月から2年の投獄と30,000-300,000FCFA(60ドル-600ドル)の罰金の判決を受けることになる。未成年者への法定の強姦は1-3年の投獄と360,000から百万FCFA(720ドル-2,000ドル)の罰金の罪となる。

路上に生活している何千という子供たちがいた。献身的に路上の子供たちの救済に打ち込んだNGOは、この問題の程度を推測することや、これらの子供たちが政府のサービスにアクセスしたのかどうか判断することは困難であることが判った。

この国は国際的な子供の誘拐の市民的側面に関する 1980 年のハーグ条約に加盟してはいない。 国際的な親の子供の誘拐に関する情報は、国務省の年報を参照。

[http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport\\_4308html](http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308html)

#### 反ユダヤ政策

この国のユダヤ人共同体は 100 人以下であった。 反セム族(ユダヤ人)の法律に関するレポートは無かった。

#### 違法人身売買

違法人身売買に関する情報は、国務省の年報、違法人身売買レポートを参照。(www.state.gov/g/tip.)

#### 身体障害者

法律は以下の人達を教育し、訓練を施すように政府に要求する： 即ち、肉体的に、精神的に、視覚のそして脳神経の不自由な人々。 彼らを雇い、助け、職を見つけることを助け、車いすのアクセスの為の家や公共施設をデザインし、そして身体障害者のアクセスと使用の為の、機械や道具や働くスペースを適合させることを要求する。 しかしながら、身体障害者の為の車いすでアクセスできる施設は多くはない。 身体障害者の為の訓練と、仕事を助けるプログラムは少なかった。 法律は、又、身体障害者に対する暴力行為とそうした人達を放棄することを禁じている。 しかしながら、政府がこれらの法律をこの年の間に施行したという報告は無かった。

この年の間、身体障害者は虐待の特定の目標であったという報告はない。 しかし、彼らは雇用と教育に於いて差別に遭遇した。 政府は 2009 年身体障害者の為に追加で 300 の市民サービスの仕事を作り出し、身体障害者の為に市民サービスの仕事を全部で 800 持ち込んだ。 その年の間には新しいポジションは追加されなかった。 しかし実際問題として政府の職員は時々身体障害者の雇用を拒否した。

政府は財政的に特殊学校、協会団体、そして職人の協同組合を身体障害者の為にサポートした。 しかし、他の経済的な機会が欠如していたため、多くの身体障害者が町の路上及び商業地域で、物乞いをした。 精神障害者はしばしば路上で生活した。

家庭・社会問題省と身体障害者連盟は身体障害者の権利を守る責任があった。

#### 国家的/人種的/民族的少数派

この国の人団構成は民族的に多様であった。民族グループは時々民族を基準に、その他のグループを社会的に差別した。少なくとも人口の25%は外国人であった。時代遅れの或いは不適切な土地所有権法は、民族的かつ外国人嫌いの傾向を持つ争いを生んだ。先住民達とその他のグループ間で、通常は土地の所有権で衝突が報告された。

警察は、日常的に、この国に居住する市民ではないアフリカ人を虐待し、嫌がらせをした。そして時折レバノンの商人に嫌がらせをした。官僚による嫌がらせは、外国人が、高い犯罪率や、身分証明カードの欺瞞の実例に責任があるという共有の信念を反映していた。北部人への嫌がらせは、2002年の反乱以降著しく増加したが、前年から一般的に減少し続けた。しかしながら地方の独立した選挙委員会が2009年の12月に暫定的な選挙人リストへの調査を始めたとき北部人への嫌がらせは突然増加した。政府側のメンバーからの弾劾に続いて、CECOSは、何百人の北部人と南部と西部に住んでいる不法移民を逮捕した。彼らの主張では、不法移民は捏造した政府の書類を使い、それが暫定的な投票者リストの中に含まれているという事だった。

11月28日の決選投票に至るまでの期間、保安隊は北部の名前の人々を組織的に苦しめ攻撃目標とした。例えば11月13日、憲兵隊はヤムースークロの町への北部入口で一人の商人を逮捕し、そしてもし彼の父の本来の身元証明書類を作成しないならば投獄すると脅迫した。彼はその日、50,000FCFA(100ドル)の金額を憲兵隊に払った後、解放された。トゥーモディの公共の検察官は、UNOCIの人権係官にやり方について質問された時、手順は合法的と主張し、そして事件の調査を開始することを拒んだ。

前大統領バボに忠実な保安隊は決選投票に引き続いて北部の名前の人々を攻撃目標とするやり方を継続した。

西部と南西部での民族的な緊張は暴力行為を引き起こし続けた。西部に於いて、特にデューコーとバンガロに於いては先住民と外国の社会集団、特にブルキナファツソの農民たちとの間ですさまじい衝突が続いた。

いくつかの民族的な暴力事件の結果、多くの死者と負傷者が発生した。

2月5-6日、先住民のアビーとブルキナファソ・ロビがムベリー村に於いて衝突した。この事件は、おそらくロビによってなされた若いアビーの殺害の犯人が捕まっていないことが引き金となった。これに反応して、アビーの青年は4人のロビを殺害し、いくつかの家とその所有物を破壊した。その衝突がアボビル、セギー、ボギー、ルビノにいる350人のロビの移動を引き起こし、多くはブルキナファソに帰還した。2月の終わりには、17人の子供たちを含む27人のみのIDP(国内避難民)がルビノの現場に残っていた。彼らはアビジャンのUNOCI人権職員の仲介につづいて、国連の機関とICRCから人道的な援助を受けた。

4月6日、ウライ・タイブリとドークの村民たちが、以前にドーク村によって自分たちのものだと主張した一区画の土地が原因で、双方が激しく衝突した。2人が銃で撃たれて深刻な負傷を負った。法執行官が、のちに法と秩序を回復した。

6月8日、鉈刀で武装した5人の男たちがタヒラグーの農場から家に帰った18歳の少女を強姦した。それからその暴行者達は犠牲者から5羽の鶏を盗んで逃亡した。バウール族であった若い女性の強姦は、おそらく、バウール族とベテ族の民族グループ間の土地紛争の動機となった。犠牲者の父は、示談を調停しているダロアの副総督に事件を任せた。それによってベテの共同体の指導者は強姦者たちの行為について、犠牲者の父に謝罪した。その後、副総督は少女の父親に彼女がダロアの憲兵隊に提出した苦情を取り下げるよう尋ねた。人権職員はダロアの副総督と地方の憲兵隊とで事件を取り上げた。8月に少女は新しい訴えをダロアの国家検察官へ提出した。それは地方のNGO機関のアドバイスで行われた。しかしながら、副総督と国家検察官は”社会的な結合を保つ為“ということで選挙後迄事件の調査を遅らせた。年の末には調査は行われなかった。

6月21日、3人の身元が不明の武装した人間がゴエニータウーアクの村を襲撃した。襲撃者は至近距離から2人の男を撃つ前に、主にマリの人々に発砲を始めた。一人の犠牲者は殺害され、もう一人は脚部に深刻な傷を負った。その攻撃は5月18日、主にクーアシーノのブルキナファソの住民に対してなされた攻撃に報復するものであった。それはペコ山の林におけるブルキナファソとマリの共同体間での土地紛争の継続に関するものであった。年末までに発砲で誰も罪を課されなかった。

2008年、政府は、外国人嫌悪、人種主義、部族主義に関し、こうした非寛容なやり方を5-10年の投獄で処罰するという法律を採用した。この年の間、この法律の下で誰も訴追されていない。

#### 社会的虐待、差別、そして性的な指向と性同一障害を基準とした暴力行為

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(LGBT)(性転換者)の共同体の社会的な汚名は広く拡大しており、この年の間には、政府はこれに対処する行動は取らなかった。この国に於いて、LGBT機関はほとんどなかった。“天空のアーチ”、即ちLGBT共同体を代表する主たるNGOは自由に活動した。しかしながら、政府はその機関の地位が公式に認可される前に、その定款に、非LGBTを含むという変更を要請した。

雇用、住宅供給、無国籍、或いは教育または健康管理へのアクセスにおける性的な指向を基準とした公式の差別は存在しなかった。しかしながらゲイの男たちは警察、憲兵隊、そして軍隊のメンバーによる殴打、投獄、言葉による虐待、屈辱、強奪を受けた。

#### その他の社会的暴行或いは差別

HIV/AIDSに感染している人々を社会的かつその他のやり方による差別からの保護する法律はない。

HIV/AIDS感染者の社会的汚名は広く行き渡った。

#### 差別行為への扇動

11月28日の大統領決選投票の余波で、バボは、国連と国際機関より、国家管理のメディアを用いて政治的な暴行と民族的な緊張状態を扇動したとして批判された。我らが道(Notre Voice)、時(Le Temps)といったバボ

側の日刊紙もまた、特に、この国に住んでいるブルキナファソやその他の外国民に、民族的、人種的な暴行を促進し、扇動したと引き合いに出された。

## 第 7 節 働く人の権利

### a. 団体・結社の権利

警察と軍隊サービスを除いて、すべての市民は彼らの選択による組合を形成し、或いはそれに参加することを法律で認められており、労働者は実際に、いくらかの制約があるにも拘わらず、その権利行使した。全体の就業人口は 6,006,190 人で、その 61.3 % が農業部門であった。公共部門の従業員は就業可能な人口の 10.1% を占めた。一方 28.6% が公共部門で働いた。労働者のごく一部のみが組織化され、大抵の労働者は公的でない部門、即ち小さな農場、小さな路傍の店と通りの店、そして町の作業場で、働いていた。しかしながら、大きな産業的農場と幾つかの商業は組織化され、農業労働者組合が存在した。労働者の 15% を占める公的部門では、およそ 60% が組合に加入していた。

法律は公的部門における組合を認めている。そして、それはおよそ 170 万人の労働者、或いは就業可能な人達の 28.6% に当たり、妨害されることなく活動が出来、いくつかの例外はあるが、政府は、実際、この権利を保護した。

法律はストライキの権利を供与し、民間及び公的部門双方における労働者達は一般にこの権利行使した。しかしながら、法律は、合法的なストライキを組織し維持することを難しくする、引き伸ばされた一連の交渉と、ストライキが行われる前の 6 日間の通知期間を要請する。加えて大統領はストライキを行う人に要求書を命じる広い権力を有し、仲裁に必要なサービスをストライキに対して提出する権利を有する。しかしながら労働規定はそうしたサービスのリストは規定していない。

4 月 12 日、燃料のコストの増加で主要な輸送機関のストライキが呼びかけられた。4 日後政府はディーゼルの価格を下げることに同意した。こうして 4 月 1 日に履行される予定のコスト増加は消滅した。

8 月 10 日、税官吏の租税の擁護のためのシンジケート-SYDD からの税関役人たちが 4 半期分のボーナスの支払いの遅れに対して抗議をした。交渉のあとで、組合の要求は合意に達した。

2009 年の 11 月と 12 月に、中等学校の教師の国民組合は給料の引き上げを要求してストライキに入った。ファースト・レディとの話し合いの後で、中等学校の教師達はストライキを中止する事に合意した。そして組合の要求は、要求された給与引き上げの半分の支払いということで一部合意に達した。

2009 年の 12 月、地方政府共同体によるストライキで 47 人の公務員が逮捕され、41 人には 2 か月停止された判決が渡された。地方政府共同体は、政府との合意に至った後で、2 週間のストライキの中止を宣言した。政府は地方政府への部分的支払いの遅れを払うことを合意し、政府から地方政府への手数料の移転に関する法的な

テキストの再検討を早めることを約束した。組合は片付いていない問題案件に関するフォローアップの委員会を設立した。年末には何も進展しなかったことが報告された。

組合の同意が無い限り、外国人は、彼らが組合の家を手に入る前に、3年はかかる居住権ステータスを得るよう要求される。

#### 6. 組織化し団体交渉をする権利

法律は、団体交渉の権利を規定し、警察と軍隊サービスのメンバーを除くすべての一般市民に団体交渉の権利を認めている。団体交渉の合意は多くの主要企業と市民サービスの部門で効果があった。その年の間に達した団体交渉の合意の数は不明である。

法律は、雇い主、或いは組合員や組織者に反対するその他の人による反組合的差別を禁止していない。そして労働省は、この年の間に反組合差別や組合機能における雇い主の介入という苦情の報告は行わなかった。また、組合の活動の為、解雇され、復職しなかった働く人達のレポートは無かった。労働法の下で、勤労者は組合活動で解雇されず、この法律は実施された。

輸出加工地域はない。

##### c. 強いられた 或いは強制的な労働

法律は、子供を含む、強いられた、或いは強制的な労働を禁止する。政府はその年の間その法律を実施すべく努力をした。しかしながら、**それは起こった。**

強いられた労働の実例は、既存の労働法の下で規制されていない、変則の労働部門で起こった。従って、家庭内の人々、最も非産業的な農場の労働者、路上の露店と飲食店で働く人々は公式な政府の保護の外に於かれたままであった。強いられた大人の労働は小規模で商業的な農産物の生産に於いて起こった。強いられた大人の労働はゴムの生産に於いて、何よりもまず、長時間と低賃金の形態で、有効な年季奉公の条件で生活している労働者に起ったという報告があった。

強いられた子供の労働は発生した。〈第7節 d. 参照〉

国務省の年報の不法人身売買レポートも参照。[www.state.gov/g/tip](http://www.state.gov/g/tip).

##### c. 子供の労働の禁止と雇用の最少年齢

職場に於ける子供に対する強いられた労働と搾取に反対する法律が存在した。しかしながら、子供の労働は、特にココアとコーヒーのプランテーション並びに金鉱山に於いてであるが、広く知れ渡った問題のままであった。大抵の事例に於いて、法的な最少労働年齢は14歳である。しかしながら、市民サービス、雇用、管理改革の

省はこの条項を市民サービスと大きな多国籍企業に於いてのみ実際に実施させた。子供たちは午後7時から午前6時までの間は働くことは許されなかった。彼らは日常的に、家庭農園或いは物売り、靴磨き、使い走り、家庭のお手伝い、路上の飲食売り子、町の非公式な場所での車の見張りと洗車係、として働いた。何人かの9歳の若さの少女たちは、しばしば広範な家庭のネットワークの中で、家庭の召使いとして働いた。

子供たちはココア農園のなかで危険な環境の下、働き続けた。2009年に発行されたトゥーレーン大学の調査はココアが成長している地域内の5-17歳の子供たちの24.1%は前の12か月の間、ココア農園で働いたということを明らかにした。この子供たちは道具を使って(95.9%)、或いは重い荷物を運んで(79.8%)、危険に巻き込まれるか曝されていたことをこの調査は示した。ココア農場で働く子供たちの内50.6%が農業で働く間に、けがをしたと報告された。ココア農場で働く子供達の少数の比率が農夫たちと家族の絆がなく、しかしながら、大抵は家庭農園で、或いは彼らの両親と共に働いた。

6月3日、政府は“子供の労働に反対して戦う為の独立した事務所”を作った。それは初めて8月の10日にできた。2009年7月、政府はココアが成長する地域での子供の労働を話して、新しいプログラムを開始した。そのプログラムは、減少する貧困、及び各々の村に初等学校、健康のためのクリニックがあり、ココア収入を補うための収入を生み出す活動を確実にすることにより子供の労働が減っていくこと、に焦点をあてた。そのプログラムは子供達が学校に行くことの重要性を両親が敏感にとらえることを含んでいた。それは、又、子供の労働に関わる危険に対する両親の認識度を上げ、危険な仕事への子供達のかかわりを終わりにする必要性への両親の認識度を上げた。2009年政府は10の村々に於いてそのプログラムを実施することを始めた。

そして更なる参加の為、21の村を選別した。年末までに、政府は参加の為選ばれて追加された村におけるプログラムの実施を開始しなかった。

労働省は子供の労働法を施行する責任があった。そしてその年の間に、最も悪い子供の労働の形を講演して、進展させた。財政的な制限及びその他の要因により、子供の労働法の施行はずつと妨げられていたが、政府の努力は、国際的なパートナーと共に、子供労働の最悪形態を減らす方向への積極的な効果をもたらしたという指摘があった。

労働省と首相の子供労働タスクフォースは子供の労働の最悪の形態と戦う為、NGOと国際パートナーを支え、協力した。タスクフォースは子供の労働と人身売買と戦う為国家のアクションプランを実行し続けた。この尽力に9つの政府の省が関係した。家庭・社会問題省は、いくつかの国際的NGOと連携して活動し、危険な状態にある子供達と子供達を雇う農業地域を目標として意識キャンペーンを行った。

その年の間、NGOは禁止された最悪の形態の子供労働についての、政府によって造られたリストに基づく子供の労働について、農場の家庭が敏感になるよう、継続しているキャンペーンを行った。国の中で、国内労働者斡旋協会は国内における子供の搾取を防ぐことを進めた。その他のNGOは人身売買、子供の労働、そして子供の性的虐待に反対してキャンペーンを張った。

子供の人身売買については、国務省の年報“人身売買レポート”も参照。( [www.state.gov/g/tip](http://www.state.gov/g/tip).)

d. 仕事の受け入れられる条件

最低賃金は職業によって様々であった。産業部門で最も低いところで月額 36,607FCFA(73 ドル)。この賃金は労働者とその家族にかなりの生活水準を供与するものではなかった。わずかにこれより高い最低賃金が建設業に適用された。政府は最低賃金レートを、政府または社会的な警備会社で登録されて雇用された給与生活者のみに実施した。

労働連盟は会社が最低賃金の要求に応じなかつた時、或いは、地方或いは外国の労働者ということで労働者の階層間で差別した時、法の下での待遇の為に戦うことを試みた。

駐在の非アフリカ人従業員と、同じ会社に雇われたアフリカ人との間の大きな給与の違いを修正する為、政府はアクションを取らなかつた。

標準の法定週間労働時間は 40 時間であった。法律は追加の時間の為に残業代を要請する。そして、1週間に少なくとも 24 時間の休息期間を供与する。政府は積極的に法を実施しなかつた。法律は強制的な残業を禁止しない。

法律は公式部門に於いては職業的な安全と健康水準を規定する。しかしながら、その国の経済の非公式の部門に於いて、政府は職業的な健康と安全の規則を不規則に実施した。労働検査官は頻繁に賄賂を受け入れた。公式部門の勤務者は、危険な労働条件を記録する為の労働省の検査システムを活用することによって、継続した雇用に関しての危険無しに、自らを危険な仕事から移動させる権利を有した。しかしながら、実際は、公式、非公式な部門双方における労働者は彼らの雇用が無くなるリスクを冒さずに、そうした労働から自らを外すことはできなかつた。

数百万人の外国人労働者は、大抵は近隣の国からであるが、概して、労働法が施行されない非公式労働部門で働いていた。非公式部門で働く、移民労働者も市民労働者も労働法で保護されていなかつた。